標
 第
 号

 年
 月
 日

様

標茶町長印

標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金につきまして、標茶町既存住 宅耐震改修等補助金交付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知しま す。

記

補助の種別	耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助・除却補助
交付決定額	H

※補助の条件

- ・補助金の交付決定が取消しとなる場合は、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第 10条に基づき、①補助金を受けることについて不正な行為があったとき、②当該規則の 規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき、③期限内に当該補助対 象事業が完了しないことが明らかとなったとき、④その他補助金を交付することが不適 当と認められる事実があったときとする。
- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければな らない。
- ・補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出なければならない。